

モニタリング基本計画(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
1	運営協議会の構成	1		1.3				モニタリングの紛争発生時に設置される「運営協議会」の人員構成は、市と運営権者の協議によるものと認識しますがよろしいでしょうか(双方の立場を公平に判断できる会議体とするため)? 実施契約第34条関連	ご理解の通りです。約款A第73条も参照願います。
2	総論	2		1.5				「運営協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。」とありますが、どの程度の費用をお見込みでしょうか。	現地点では運営協議会のメンバーの人件費等を想定しており、出席される人員、開催回数等によって異なると思います。
3	総論	2		1.6				「モニタリング実施計画書は、(中略)セルフモニタリングに関する提案等を踏まえて初版を作成する」とありますが、初版は貴市が作成するという認識でよろしいでしょうか。	モニタリング実施計画書の初版の案は運営権者が作成し、市が確認したものを初版とすることを想定しています。
4	要求水準と要求水準書の使い分けについて	3		2.1	(1) ~ (4)			(1)~(3)のモニタリング対象が「要求水準」であるのに対し、(4)のみ「要求水準書や仕様書」と記載されています。「要求水準」は、実施契約定義集(66)にあるとおり、契約・要項・要求水準書・提案書類に記載された業務全般の要求水準を指すことから、個別の業務については「要求水準書(仕様含む)」にすべきと考えられます。モニタリング基準の適用関係を明確化していただけないでしょうか?	運営権以外の業務は、要求水準書に添付する仕様書が対象になると考えています。モニタリングの具体を示すため(4)については仕様書を付記しています。
5	モニタリングの実施方法	4~6		2.2	(1)			表2-1~3の運転管理報告書や保安全管理報告書とは別に提出する「セルフモニタリング結果報告書」はどのような内容を想定しておられるのでしょうか。それとも事業者による提案でしょうか。	運営権者が実施したモニタリング結果を示すものをイメージしており、運営権者が提案する内容をベースに決定する予定です。
6	契約内容未達時の措置	10		3.1				表3.1に記載されている設備の故障とは、事業者の責任によって発生する故障という認識でよろしいでしょうか。また、更新提案をしたが、予算の都合等により未対応の設備・機器の故障は対象外という認識でよろしいでしょうか。	前段については運営権者の責任範囲の有無を問わず発生する故障です。 後段についてはご理解の通りです。
7	是正レベルの認定	10		3.1				表3-1 レベル1 設備の故障の頻発について、市において予算がつかず、必要な設備更新・修繕を行えなかった場合は、運営権者に是正が求められるわけではないと解釈しますがよろしいでしょうか?	6を参照願います。
8	是正レベルの認定	10		3.1				表3-1 レベル2 「事業計画のミス」の「事業計画」の定義(会社の事業計画or下水道事業計画)ならびに、想定されている「ミス」の内容についてご教示ください。	ご指摘いただいた箇所について修正しました。修正版をご確認ください。
9	是正レベルの認定	10		3.1				表3-1 レベル2 「合理的な理由のない工期遅延の発生」の「工期」とは、契約上定義されているものでしょうか? 具体的に、どの業務に対して求められる工期でしょうか?	例として軽微な修繕業務にて対応できるものを実施しない場合で考えています。

モニタリング基本計画(案)に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
10	是正レベルの認定	10		3.1					表3-1 レベル2 「頻発する設備の故障の放置」について、「頻発する」は「故障」にかかっているものと解釈しますがよいでしょうか(頻発する「放置」ではない)? この場合、市の予算不足等により設備更新・修繕が行われず故障が頻発している場合には、「放置」に該当しないと考えますがよろしいでしょうか?	前段はご理解の通りです。 後段については運営権者が更新・修繕の実施を市に説明し、了承が得られた場合にはご理解の通りです。
11	是正レベルの認定	10		3.1					表3-1 レベル3 大規模な事故・火災・労働災害の発生」について、市の予算不足等により対策をとることができなかった場合は、運営権者に是正が求められるわけではないと考えますがよろしいでしょうか?	10を参照願います。
12	契約内容未達時の措置	14		3.3					表3.2の是正措置時間は、是正内容によって多少の変更は認められるのでしょうか。(是正対応に時間がかかるものに関しては、事前申請で停止措置時間を延長可能になる等)	ペナルティポイントの考え方について修正しました。モニタリング基本計画書(案)の修正版をご参照ください。
13	ペナルティポイントの算定方法	14		3.3					レベル2以降では24時間以内での是正対応が困難な事象が多くなります。善管注意義務を果たしても発生する事象に対しては、是正措置時間の定義を緩和頂くよう再検討をお願いできないでしょうか? (本事業には、老朽化設備の更新工事等が含まれていないため、他事業に比べ、運営権者がコントロールできないリスク範囲が大きくなっています。)	ペナルティポイントの考え方について修正しました。モニタリング基本計画(案)の修正版をご参照ください。
14	モニタリング基本計画案	14							ペナルティポイントに関して、レベル1の恐れの間でも是正が取られない場合には、要求水準を満足していてもペナルティポイントが発生するとの理解で良いでしょうか?	ペナルティポイントの考え方について修正しました。モニタリング基本計画書(案)の修正版をご参照ください。
15	モニタリング基本計画案	14							ペナルティポイントに関して、是正に要する期間はその事象の重大性とは無関係に大きく異なりますが、それとは一切無関係にペナルティポイントが経時的に加算されていくとの理解で良いでしょうか?	ペナルティポイントの考え方について修正しました。モニタリング基本計画(案)の修正版をご参照ください。